東　金　市

子ども・子育て支援事業計画

平成２７年３月

東金市子ども・子育て支援事業計画によせて

人口減少と少子高齢化は、わが国の将来に関わる大きな課題であり、社会のあり方にも多大な影響を及ぼしています。また、家族形態や就労の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、子どもと子育てを取り巻く環境も変化しており、これらに対応すべく、国と地域、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みづくりを構築していくことが求められています。

東金市でも近年、人口減少と少子高齢化が見られ、子育てにあたって不安や孤立を感じている家庭も多く、保育ニーズの多様化も進んでいます。

平成 17 年からは「次世代育成支援対策推進法」を受け、「次世代育成支援行動計画」を策定し、『子育てを地域ぐるみでサポートする　とうがね』を目指して、子育て支援策を推進してまいりました。

そして、平成 24 年８月に成立した子ども・子育て関連３法の「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度を受け、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成 27 年度から５年を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、各種子育て支援施策を推進し、子育て支援の環境を整備し、若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、子ども・子育て会議委員の皆様に心より御礼申し上げます。

平成 27 年３月

東金市長　志賀　直温

目　次

第１章　計画策定にあたって........................1
　１　計画策定の背景と目的........................1
　２　計画の位置づけ........................2
　３　計画期間........................2
第２章　東金市の子ども・子育てを取り巻く環境........................3
　１　人口や子どものいる世帯の推移等........................3
　２　幼稚園、保育所及び地域子ども・子育て支援事業の現状........................8
　３　東金市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要........................17
　４　東金市の子ども・子育て支援の課題整理........................24
第３章　計画の基本的な考え方........................25
　基本的な考え方........................25
第４章　施策の展開........................27
　１　子ども・子育て支援サービスの全体像........................27
　２　教育・保育提供区域の設定........................28
　３　教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期........................28
　４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容........................31
　５　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容........................35
　６　総合的な子ども・子育て支援施策の推進........................37
　７　東金市の独自な子ども支援施策の検討........................39
第５章　推進体制........................41
　推進体制........................41

資　料　編........................43
　１　東金市子ども・子育て会議条例........................43
　２　東金市子ども・子育て会議委員名簿........................45
　３　策定経過........................46
　４　東金市内の就学前児童教育保育施設分布図........................48
　５　子ども・子育て会議の意見まとめ........................49

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と目的

わが国の子ども数（０～14 歳人口）は 1,633 万人（平成 26 年４月１日現在推計：総務省）と前年に比べ 16 万人減少し、総人口（１億 2,714 万人）に占める割合は 12.8％となり、子ども数・総人口に占める子どもの割合ともに過去最低を記録しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、わが国の子ども人口は平成 37 年には人口に占める割合が 11.0％（出生率中位で推計）まで低下し、年齢が低い子どもほど人数が少ないこともあり、今後も子ども数は減少することが見込まれています。

子どもは、社会の希望、未来を創る力であり、このような状況からも安心して子どもを産み育てられる社会の実現は、わが国全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。子ども・子育てに関連する施策として、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき推進が図られてきましたが、子どもや子育てをめぐる環境は、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、地域の子育て力の低下などの影響を受けており、国や地域を挙げて子ども、子育てへの支援を強化していくことが特に重要となっています。

国では、子ども・子育て支援法が平成 24 年に成立し、平成 27 年度から新たな子ども・子育て支援新制度へ移行することが示されました。子ども・子育て支援法に基づく基本指針では「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すこととされており、子ども・子育て支援に関して市町村の権限と責任が大幅に強化されました。

東金市においては、平成 17 年度の「次世代育成支援行動計画」、続く平成 22 年度からの「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、子ども・子育て施策を具体化し、「地域で支える子育て」を推進してきました。この度、「次世代育成支援後期行動計画」の期間終了に伴い、改めて子ども・子育て施策について、社会状況の変化や国の法制度の改正を踏まえた課題の整理・点検を行い、新たに「東金市子ども・子育て支援事業計画」を策定することで、東金市の子ども・子育て施策のさらなる推進を図るものとします。

「子ども」とは

子どもの表記について本書では、子ども・子育て支援法を踏まえ、基本的に「子ども」と表記しています。また、これまでの東金市次世代育成支援後期行動計画では、児童福祉法に基づき児童を 17 歳以下でとらえてきた経緯を踏まえ、児童及び子ども等を適宜使用することとします。

２　計画の位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条第２項に基づき、「毎年度」の「区域ごと」の「教育・保育サービスの利用量（定員総数等）」を定め、「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と位置づけられます。また、「次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の第 54 条により、義務策定から任意策定に変更されましたが、一方子ども・子育て支援法の附則第２条の２において次世代育成支援対策推進法は、平成 38 年まで延長されています。

このため、本計画は「次世代育成支援行動計画」が果たしてきた子ども・子育て支援施策を含めて、子どもの育ち・子育て支援の計画と位置づけて取り組んでいきます。

また、東金市のまちづくりの基本指針である「東金市第３次総合計画」の健康・福祉部門の目標は、「ぬくもりのあるまちづくり」と示されており、本計画は「安心して生み育てる子育て支援の充実」の部門計画に位置づけられます。このため、「東金市地域福祉計画」や「とうがね健康プラン２１（第２次）」などの関連計画との整合を図るとともに、国の基本指針をはじめ千葉県の子ども・子育て支援事業計画等との整合性を保ちながら策定します。

３　計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間とします。

●計画期間●

	平成17～21年度	平成22～26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度～
次世代育成支援行動計画	（前期計画）	（後期計画）						
子ども・子育て支援事業計画			本　計　画　期　間				（見直し）	次期計画

第２章　東金市の子ども・子育てを取り巻く環境

１　人口や子どものいる世帯の推移等

（１）人口の推移

東金市の人口は、ここ数年間は６万人前後を横ばいで推移しており、平成 26 年４月１日現在で 60,344 人となっています。

年齢階層別にみると、０～14 歳人口は平成 26 年で 7,135 人、人口構成比 11.8％であり、平成 22 年の 12.9％から低下が続いています。15～64 歳人口も減少傾向で推移し、平成 26 年で 38,758 人、人口構成比は 64.2％であります。一方、65 歳以上の高齢者人口は増加が続き、平成 26 年は 14,451 人、高齢化率は 24.0％と平成 22 年と比較し 3.0％上昇しており、少子高齢化が進んでいます。

また、１世帯当たりの人数も減少傾向で平成 26 年は 2.38 人となり、核家族化がゆるやかに進行しています。

●人口の推移（各年４月１日現在）●

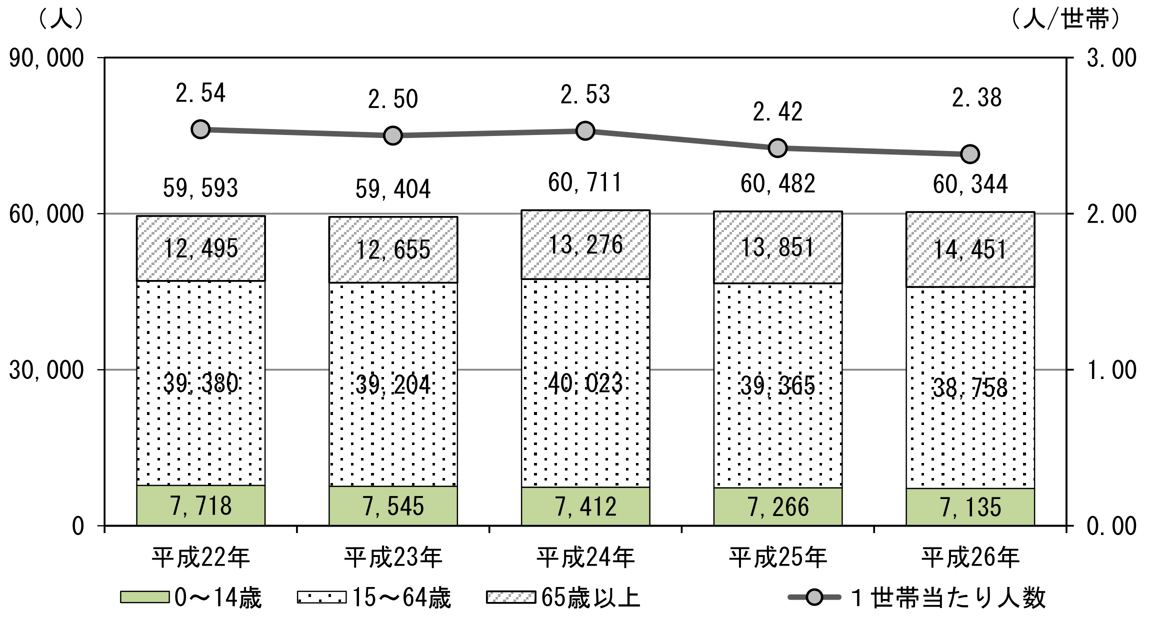

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
65歳以上	21.0%	21.3%	21.9%	22.9%	24.0%
15～64歳	66.1%	66.0%	65.9%	65.1%	64.2%
0～14歳	12.9%	12.7%	12.2%	12.0%	11.8%

資料:市民課

（２）子どもの状況

①　児童人口（０～17 歳人口）

０～17 歳の人口は、平成 22 年は 9,723 人でしたが、平成 26 年は 8,909 人と５年間で 814 人・8.4%減少しています。０～５歳は５年間で 2,756 人から 2,628 人と 128 人・4.6%減少しており、６～11 歳は 3,152 人から 2,916 人と 236 人・7.5%減、12～17 歳は 3,815 人から 3,365 人と 450 人・11.8%減となっています。

●年齢区分別児童人口（各年４月１日現在）●

（人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
０歳	431	436	431	426	435
１歳	433	442	443	441	442
２歳	478	430	465	454	424
３歳	492	477	425	460	444
４歳	458	485	483	436	453
５歳	464	454	482	486	430
６歳	512	466	444	479	489
７歳	503	516	470	446	480
８歳	536	506	518	474	445
９歳	524	535	512	515	473
10歳	528	523	532	513	520
11歳	549	518	532	533	509
12歳	578	547	523	527	533
13歳	635	574	559	520	527
14歳	597	636	593	556	527
15歳	676	595	637	582	555
16歳	681	677	604	637	582
17歳	648	685	685	602	641
０～５歳	2,756	2,724	2,729	2,703	2,628
６～11歳	3,152	3,064	3,008	2,960	2,916
12～17歳	3,815	3,714	3,601	3,424	3,365
０～17歳合計	9,723	9,502	9,338	9,087	8,909

資料:市民課

②　出生数

出生数は年度により多少の違いはあるものの、440 人前後で推移しており、平成 22 年度は 441 人、平成 23 年度は 434 人、平成 24 年度は 440 人、平成 25 年度は 438 人と、４年間の年間平均出生数は 438.3 人となっています。

●出生数（各年度累計）●

（人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
男児	225	220	221	234
女児	216	214	219	204
合計	441	434	440	438

資料:市民課

③　子どものいる世帯の状況

平成 22 年の国勢調査の一般世帯数は 24,349 世帯で、１世帯当たり人数は 2.50 人です。そのうち、０～17 歳の子どものいる世帯は 5,716 世帯で、世帯全体の 23.5%を占めています。また、０～５歳の子どものいる世帯は 8.7%となっています。

●０～17歳の子どものいる世帯の世帯構成（平成22年）●

	総数	親族世帯	核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯
一般世帯数	24,349	16,477	13,378	3,099	299	7,572
０～５歳親族のいる一般世帯数	2,111 100.0% (8.7%)	2,093 99.1%	1,642 77.8%	451 21.3%	18 0.9%	－ －%
０～17歳親族のいる一般世帯数	5,716 100.0% (23.5%)	5,647 98.8%	4,242 74.2%	1,405 24.6%	47 0.8%	22 0.4%
０～17歳親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	382	－	－	－	－	－
１世帯当たり親族人数	2.50	3.19	2.88	4.52	2.79	1.00

(　)内の数値は一般世帯に占める子どものいる世帯の割合　　資料:国勢調査

（３）推計人口

コーホート変化率法により、東金市の平成 24 年・25 年（各年４月１日現在）の性別・年齢別人口分布の変化率から計画期間の人口を推計し、計画の基礎データとして用います。

計画期間においては、平成 27 年の推計人数は 60,157 人で、平成 28 年には６万人を割り、目標年度の平成 31 年は 58,902 人と緩やかな減少が見込まれ、平成 26 年の実績人口 60,344 人から 1,442 人・2.4％の減少が見込まれます。

●平成26年実績人口と平成31年までの推計人口●

（人）

	総人口	男性	女性
平成26年４月１日現在	60,344	29,921	30,423
平成27年（推計）	60,157	29,771	30,386
平成28年（推計）	59,985	29,650	30,335
平成29年（推計）	59,686	29,468	30,218
平成30年（推計）	59,302	29,272	30,030
平成31年（推計）	58,902	29,019	29,883

「コーホート変化率法」とは
「コーホート変化率法」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

（４）推計児童人口

０～17 歳の推計人口は、平成 27 年が 8,736 人、目標年度の平成 31 年は 8,290 人と５年間で446 人・5.1％の減少が推計されます。総人口に占める割合は14.5％から14.0％に低下すると見込まれます。そのうち、就学前の０～５歳人口は平成 27 年の 2,708 人から平成 31 年は 2,625 人と 83 人・3.1％の減少が推計されています。同じく、６～11 歳人口は 2,842 人から 2,787 人と 55 人・1.9％の減少、12～17 歳人口は 3,186 人から 2,878 人と 308 人・9.7％減少すると推計されます。

●計画期間の0～17歳の推計人口●

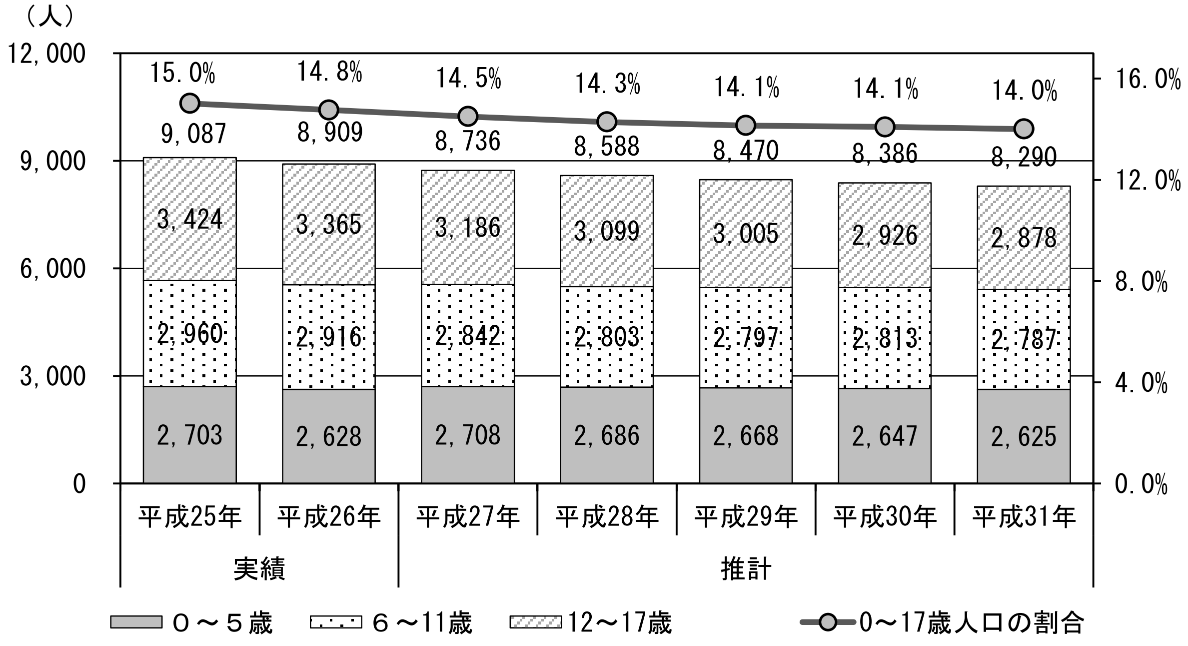

●再掲：０～５歳の推計人口●

（人）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計	平成27年	428	447	448	447	461	477	2,708
	平成28年	422	440	458	442	459	465	2,686
	平成29年	415	434	451	452	453	463	2,668
	平成30年	410	427	445	445	463	457	2,647
	平成31年	403	422	438	439	456	467	2,625

２　幼稚園、保育所及び地域子ども・子育て支援事業の現状

（１）公立幼稚園の現状

①　設置状況

東金市の公立（市立）幼稚園は、平成 26 年４月現在、８園で定員は 1,020 人となっています。

●市内の公立幼稚園（平成26年４月１日現在）●

施設名	所在地	現施設の建築年	定員（人）
東金幼稚園	東金	昭和54年	170
城西幼稚園	台方	平成20年	100
丘山幼稚園	丹尾	昭和63年	70
正気幼稚園	広瀬	平成17年	170
公平幼稚園	道庭	昭和55年	170
源幼稚園	極楽寺	平成８年	70
嶺南幼稚園	堀上	平成５年	170
大和幼稚園	西福俵	平成13年	100
合計			1,020

資料:教育総務課、学校教育課

②　通園児の状況

公立幼稚園の通園児数は、平成 26 年５月１日現在 575 人で、定員に対する入園率も 56.4%となっています。

３歳児保育については、丘山幼稚園･源幼稚園を除く６園で実施しています。また、特別支援保育及び預かり保育については、全８園で実施しています。

●公立幼稚園の園児数の推移（各年５月１日現在）●

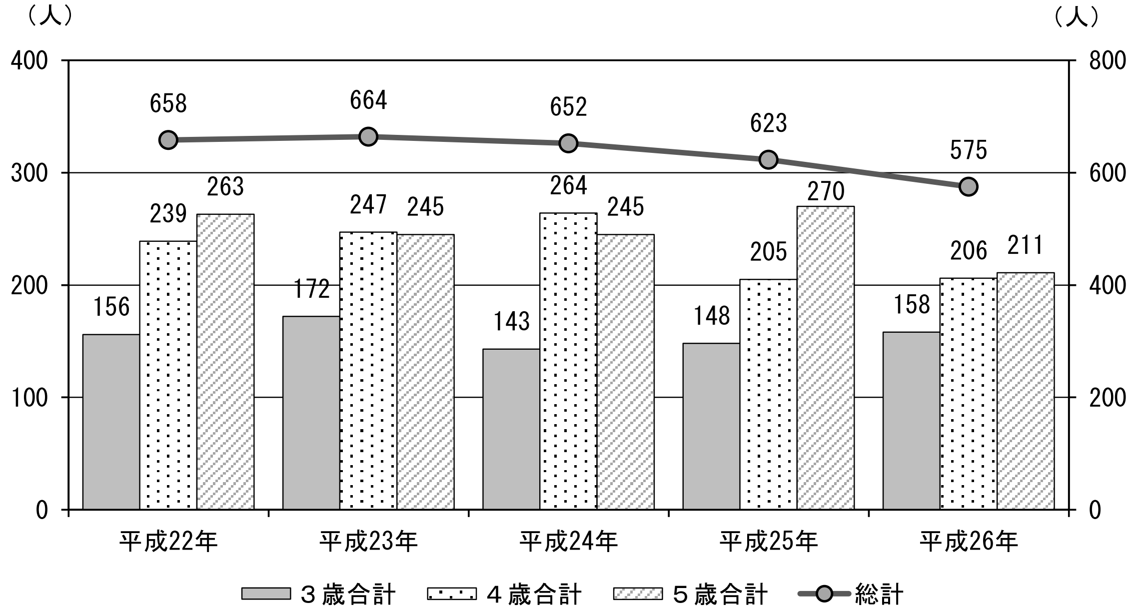

資料:学校教育課

●各公立幼稚園の園児数の推移（各年５月１日現在）●

（人）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	22年：26年比較
東金幼稚園〔170人〕	３歳	30	33	30	15	20	
	４歳	43	43	40	40	29	
	５歳	49	42	43	40	42	
	計	122	118	113	95	91	△25.4%
城西幼稚園〔100人〕	３歳	14	27	26	26	21	
	４歳	31	24	35	30	29	
	５歳	29	33	22	34	31	
	計	74	84	83	90	81	9.5%
丘山幼稚園〔70人〕	４歳	5	3	6	1	4	
	５歳	10	5	4	8	1	
	計	15	8	10	9	5	△66.7%
正気幼稚園〔170人〕	３歳	30	33	31	22	33	
	４歳	41	49	54	45	35	
	５歳	59	44	52	56	47	
	計	130	126	137	123	115	△11.5%
公平幼稚園〔170人〕	３歳	30	33	21	42	37	
	４歳	60	48	64	41	49	
	５歳	52	60	46	66	40	
	計	142	141	131	149	126	△11.3%
源幼稚園〔70人〕	４歳	8	3	6	2	3	
	５歳	6	9	3	6	2	
	計	14	12	9	8	5	△64.3%
嶺南幼稚園〔170人〕	３歳	30	30	19	26	29	
	４歳	33	53	38	27	40	
	５歳	36	32	52	39	28	
	計	99	115	109	92	97	△2.0%
大和幼稚園〔100人〕	３歳	22	16	16	17	18	
	４歳	18	24	21	19	17	
	５歳	22	20	23	21	20	
	計	62	60	60	57	55	△11.3%
合　計〔1,020人〕	３歳	156	172	143	148	158	
	４歳	239	247	264	205	206	
	５歳	263	245	245	270	211	
	計	658	664	652	623	575	△12.6%

資料:学校教育課

③　教育内容（平成 26 年４月１日現在）

公立幼稚園の教育時間は、月～金曜日の午前９時～午後２時となっています。休業日については、土・日曜日のほか、年度初めの４月１日～４日、夏季休業日として７月 21 日～８月 31 日、冬季休業日として 12 月 24 日～１月６日、学年末休業日として３月 25 日～31 日と定められています。

教育時間終了後については、４～５歳児の希望者を対象として預かり保育を午後４時まで実施しています。預かり保育には、恒常的に預かる月利用と臨時的に預かる日利用があり、平成 25 年度の利用人数は月利用で 174 人、日利用では 6,990 人となっています。

●預かり保育利用状況（利用実績）●

（人）

施設名	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	月 利用	日 利用	月 利用	日 利用	月 利用	日 利用	月 利用	日 利用	月 利用	日 利用
東金幼稚園	18	1,595	15	1,130	10	1,024	17	1,401	11	1,174
城西幼稚園	8	863	10	714	11	923	16	1,041	43	1,208
丘山幼稚園	3	434	9	380	6	267	6	263	15	195
正気幼稚園	22	1,399	7	1,107	41	1,032	59	1,477	50	1,664
公平幼稚園	20	1,542	8	1,578	7	1,330	10	915	4	709
源幼稚園	1	496	5	217	6	154	7	77	7	82
嶺南幼稚園	11	956	13	1,043	21	1,200	63	1,497	33	755
大和幼稚園	5	1,145	4	684	3	901	0	604	11	1,203
合計	88	8,430	71	6,853	105	6,831	178	7,275	174	6,990

資料:学校教育課

（２）公立保育所の現状

①　設置状況

東金市の公立（市立）保育所は、平成 26 年４月１日現在、５施設で定員は 540 人となっています。

●市内の公立保育所（平成26年４月１日現在）●

施設名	所在地	現施設の建築年	定員（人）
第１保育所	東金	昭和55年	130
第２保育所	田間	平成元年	130
第３保育所	前之内	昭和57年	70
第４保育所	関内	平成10年	120
第５保育所	砂古瀬	平成７年	90
合計			540

資料:子育て支援課

②　通所児の状況

公立保育所の通所児数は、増加傾向で推移しており、平成 26 年４月１日現在で 489 人となっています。また、平成 26 年の定員に対する入所率は 90.6％となっており、３歳未満の児童については、例年４月時点で定員に達することから、それ以後の入所申請による年度途中の入所は難しく、待機となっている場合があります。

●入所児童数の推移（各年４月１日現在）●

（人）

施設名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	0～2歳	3歳以上	0～2歳	3歳以上	0～2歳	3歳以上	0～2歳	3歳以上	0～2歳	3歳以上
第１保育所	32	92	31	94	22	97	34	99	30	84
第２保育所	30	97	32	96	30	97	34	103	36	101
第３保育所	19	49	17	44	25	53	23	45	22	50
第４保育所	14	61	19	55	22	53	32	69	28	66
第５保育所	21	48	17	47	16	54	23	53	22	50
合計	116	347	116	336	115	354	146	369	138	351

資料:子育て支援課

●0～2 歳入所児童数の内訳（各年４月１日現在）●

（人）

施設名	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
第１保育所	3	13	16	1	13	17	1	5	16	4	13	17	1	13	16
第２保育所	2	12	16	2	12	18	2	10	18	5	12	17	3	15	18
第３保育所	1	8	10	1	7	9	3	10	12	2	9	12	2	9	11
第４保育所	2	5	7	3	8	8	1	8	13	6	13	13	5	11	12
第５保育所	1	10	10	2	6	9	0	6	10	3	9	11	2	8	12
合計	9	48	59	9	46	61	7	39	69	20	56	70	13	56	69

資料:子育て支援課

●３～５歳入所児童数の内訳（各年４月１日現在）●

（人）

施設名	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
第１保育所	28	29	35	29	32	33	27	35	35	30	31	38	23	31	30
第２保育所	29	34	34	28	33	35	25	36	36	30	37	36	30	33	38
第３保育所	15	14	20	16	17	11	15	20	18	15	14	16	16	17	17
第４保育所	18	22	21	16	17	22	16	21	16	28	18	23	20	30	16
第５保育所	20	13	15	13	23	11	14	15	25	18	20	15	15	20	15
合計	110	112	125	102	122	112	97	127	130	121	120	128	104	131	116

資料:子育て支援課

③　保育サービスの実施状況（平成26年４月１日現在）

公立保育所の通常保育は、月～金曜日の午前８時～午後４時、土曜日の午前８時～正午となっています。休業日については、日曜日・祝日となっています。

通常保育以外については、延長保育を月～金曜日の午前７時～８時と午後４時～７時、土曜日の午前７時～８時と正午～午後４時で実施しています。

●公立保育所の保育時間と入所できる年齢●

施設名	開所日	開所時間	通常保育時間	延長保育	入所できる年齢
第１保育所	月～土	（平日） 7：00～19：00 （土曜） 7：00～16：00	（平日） 8：00～16：00 （土曜） 8：00～12：00	（平日） 7：00～8：00 16：00～19：00 （土曜） 7：00～8：00 12：00～16：00	生後７か月から小学校就学前
第２保育所					
第３保育所					
第４保育所					
第５保育所					

資料:子育て支援課

（３）民間の教育・保育施設の現状

①　私立幼稚園

市内には、幼稚園の「ときがね幼稚園」、保育所と幼稚園の両方の認可を有する幼保連携型認定こども園の「ユニヴァーサル雙葉学園」があります。ときがね幼稚園の通園状況は以下のとおりとなっており、預かり保育も実施しています。

●市内の私立幼稚園（平成26年４月１日現在）●

施設名	所在地	現施設の建築年	定員（人）
ときがね幼稚園	東金	平成４年	100

資料:学校教育課

●私立幼稚園の保育時間と入所できる年齢●

施設名	開所日	開所時間	通常保育時間	延長保育	入所できる年齢
ときがね幼稚園	月～土	（平日）8：30～19：00 （土曜）8：30～16：00	（平日）8：30～14：00 （土曜）8：30～11：00	（平日）14：00～19：00 （土曜）11：00～16：00	満２歳

資料:学校教育課

●私立幼稚園の園児数の推移（各年５月１日現在）●

（人）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ときがね幼稚園〔100人〕	３歳	26	26	19	23	21
	４歳	27	30	30	20	22
	５歳	31	25	31	26	21
	計	84	81	80	69	64

資料:学校教育課

②　私立認定こども園

市内の幼保連携型認定こども園の「ユニヴァーサル雙葉学園」は、幼稚園 100 人、保育舎 110 人の定員で、近年の通園状況は以下のとおりとなっています。

●市内の私立認定こども園（平成26年４月１日現在）●

施設名		所在地	現施設の建築年	定員（人）
ユニヴァーサル雙葉学園		幸田	平成９年	210
	幼稚園			100
	保育舎			110

資料:子育て支援課

●私立認定こども園の保育時間と入所できる年齢●

施設名	開所日	開所時間	通常保育時間	延長保育	入所できる年齢
ユニヴァーサル雙葉学園（幼稚園）	月～土	（平日） 7：00～19：00 （土曜） ―	（平日） 9：00～14：30 （土曜） ―	（平日） 7：00～ 9：00 14：30～19：00 （土曜） 7：30～16：00	３歳
ユニヴァーサル雙葉学園（保育舎）	月～土	（平日） 7：00～19：00 （土曜） 7：30～16：00	（平日） 8：00～16：00 （土曜） 8：00～12：00	（平日） 7：00～8：00 16：00～19：00 （土曜） 7：30～8：00 12：00～16：00	生後９か月から小学校就学前

資料:子育て支援課

●私立認定こども園の通所児童数の内訳（各年４月１日現在）●

（人）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園	３歳	30	22	37	31	25
	４歳	33	33	27	38	32
	５歳	21	33	34	27	38
	計	84	88	98	96	95
保育舎	０歳	8	3	4	9	2
	１歳	12	19	22	13	25
	２歳	12	19	34	29	15
	３歳	9	8	16	29	29
	４歳	15	9	10	19	30
	５歳	7	14	9	10	19
	計	63	72	95	109	120
合　計		147	160	193	205	215

資料:子育て支援課

③　認可外保育施設

認可外保育施設としては、下記の４施設があります。

●市内の認可外保育施設（平成25年10月１日現在）●

施設名	所在地	現施設の建築年	定員（人）	入所児数（人）	入所率（%）
こりす保育所	松之郷	平成11年 平成12年	15	11	73.3
託児ルームぐるんぱ	家徳	昭和55年	20	15	75.0
保育所まりんキッズ	東岩崎	昭和54年	67	37	55.2
ワールドキッズ東金さくら園※	東新宿	平成6年	25	12	48.0

※ワールドキッズ東金さくら園は平成 25 年 11 月新設のため、定員等は平成 26 年5月1日現在のものです。

資料:子育て支援課

●認可外保育施設の保育時間と入所できる年齢●

施設名	開所日	開所時間	通常保育時間	延長保育	入所できる年齢
こりす保育所	月～土	7：00～20：00	8：00～20：00	（平日・土曜） 7：00～8：00	生後３か月から小学校就学前
託児ルーム ぐるんぱ	月～土	（平日） 7：30～19：00 （土曜） 8：00～16：00	（平日） 8：00～18：00 （土曜） 8：00～16：00	（平日） 7：30～8：00 18：00～19：00 （土曜） ※土曜日は延長保育なし	生後３か月位から５歳位まで ※上記以外要相談
保育所 まりんキッズ	月～土	7：30～19：00	7：30～18：00	18：00～19：00	生後３か月から小学校就学前
ワールドキッズ 東金さくら園	月～土	7：00～20：00	7：00～19：00	19：00～20：00	生後６か月から小学校就学前

資料:子育て支援課

●認可外保育施設の通所児童数の内訳（各年10月１日現在）●

（人）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
認可外保育施設	こりす保育所	9	13	8	11	11
	託児ルーム ぐるんぱ	20	19	15	15	16
	保育所 まりんキッズ	36	39	31	37	36
	ワールドキッズ 東金さくら園					12

※ワールドキッズ東金さくら園は平成 25 年 11 月新設のため、平成 26 年度のみ掲載しています。

資料:子育て支援課

（４）学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の現状

学童クラブは、小学校の放課後などにおいて子どもの健全な育成を図るために、子ども達が一緒に生活する施設です。市立小学校に就学している１年生から３年生で、放課後に保護者の監護を受けることができない子どもを対象として実施しています。

学童クラブは 13 ヶ所あり、定員は 371 人ですが、人数にゆとりがある場合は４年生以上も受け入れています。

保育時間は、小学校の授業がある日は、下校時以降午後６時まで、小学校の休業日は午前８時から午後６時までで､延長の場合は午後７時まで利用することができます。休業日は日曜日及び祝休日、８月 13 日～15 日、12 月 29 日～１月３日、その他に臨時休所する場合があります。

●市内の学童クラブ（平成26年４月１日現在）●

施設名	名　称	実施場所	定員（人）
東小学校	東小第１学童クラブ	余裕教室	80
	東小第２学童クラブ		
鴇嶺小学校	鴇嶺小第１学童クラブ	学校敷地内プレハブ	60
	鴇嶺小第２学童クラブ		
城西小学校	城西小学童クラブ	余裕教室	30
	大和地区学童クラブ	大和幼稚園併設	30
正気小学校	正気小学童クラブ	余裕教室	30
豊成小学校	豊成小第１学童クラブ	余裕教室	60
	豊成小第２学童クラブ		
源小学校	源小学童クラブ	学校敷地内プレハブ	20
日吉台小学校	日吉台小学童クラブ	余裕教室	30
丘山小学校	丘山小学童クラブ	余裕教室	8
福岡小学校	福岡小学童クラブ	JA 福岡支所2階	23

資料:子育て支援課

参考資料　東金市内の就学前児童教育保育施設分布図　(資料編に収録)

３　東金市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要

（１）調査の概要

①　調査の目的

この調査は、東金市子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき、「教育・保育・子育て支援」の「量の見込み」について、子育て世帯などの利用意向等を踏まえて算出するために、市民の皆さんの「教育・保育・子育て支援」に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として実施しました。

②　調査対象と方法・期間

調査対象は下記の通りとし、調査票は郵送により配布・回収しました。

調査は平成 25 年 12 月に実施しました。

調査種類	対　　象
就学前児童保護者	平成25年11月現在、東金市に住民登録のあるすべての就学前児童（ただし兄弟姉妹がある場合はその末子のみ）2,206人を住民基本台帳から抽出。その就学前児童の保護者。
小学生保護者	平成25年11月現在、東金市に住民登録のある小学１年生から３年生のうち600人を住民基本台帳から抽出。その小学生の保護者。
市　　民	平成25年11月現在、東金市に住民登録のある22歳から35歳で同一世帯に22歳未満がいない方のうち1,000人を住民基本台帳から抽出。

③　配布回収状況

調査種類	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	2,201件	1,143件	51.9%	1,143件	51.9%
小学生保護者	600件	284件	47.3%	284件	47.3%
市　民	991件	150件	15.1%	148件	14.9%

（２）主な調査結果

①　子どもをみてもらえる親族等（就学前児童・小学生）

就学前児童保護者では「緊急時等は親族にみてもらえる」が 58.4％と最も高く、ついで「日常的に親族にみてもらえる」（37.7％）、「緊急時等に友人・知人にみてもらえる」（11.8％）、「いずれもいない」（9.3％）となっています。

小学生も同様の回答分布となっており、「緊急時等は親族にみてもらえる」が 51.4％と最も高く、ついで「日常的に親族にみてもらえる」（35.6％）、「緊急時等に友人・知人にみてもらえる」（17.3％）、「いずれもいない」（13.0％）となっています。

就学前児童

日頃子どもをみてもらえる親族・知人〔複数回答〕						
全　体	日常的に親族にみてもらえる	緊急時等は親族にみてもらえる	日常的に友人・知人にみてもらえる	緊急時等に友人・知人にみてもらえる	いずれもいない	無回答
1143	431	667	20	135	106	8
100.0	37.7	58.4	1.7	11.8	9.3	0.7

小学生

日頃子どもをみてもらえる親族・知人〔複数回答〕						
全　体	日常的に親族にみてもらえる	緊急時等は親族にみてもらえる	日常的に友人・知人にみてもらえる	緊急時等に友人・知人にみてもらえる	いずれもいない	無回答
284	101	146	9	49	37	5
100.0	35.6	51.4	3.2	17.3	13.0	1.8

②　保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況では、子どもの年齢が０～２歳では（以前は就労していたが）現在は就労していない人が多く、子どもの年齢が３歳以上になるとパート等で就労している人の割合が多くなっています。なお、他の設問等の集計結果として就労時間等は、就学前児童・小学生の母親とも週当たりの平均就労日数が 4.5 日前後、１日の就労時間は６時間台という結果を得ています。

また、父親の就労状況では、就学前児童・小学生ともにフルタイムで就労している人が大半を占めています。

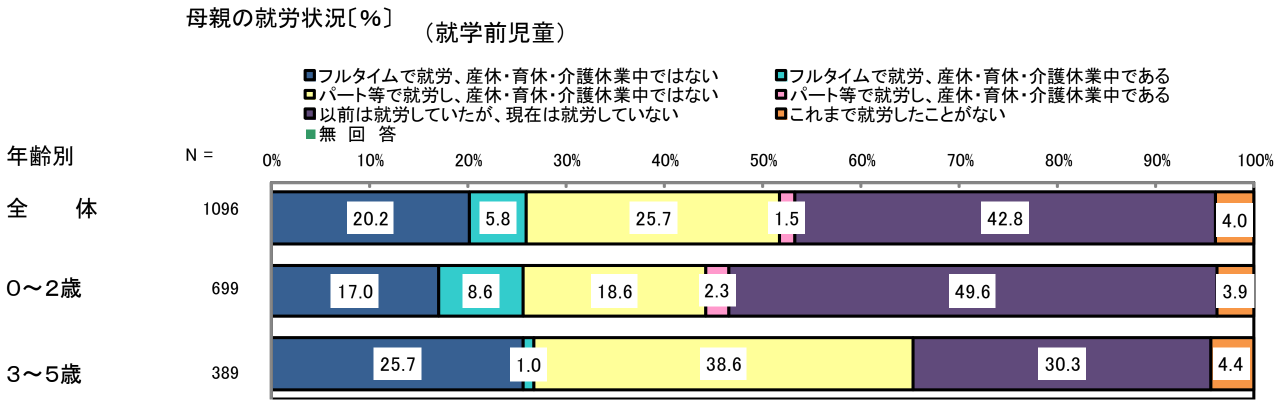

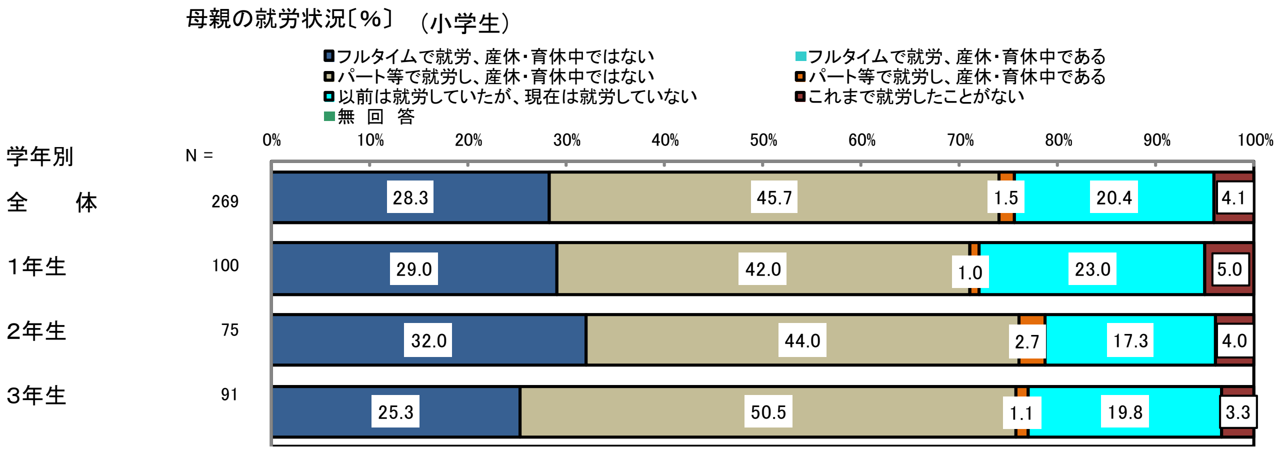

今後の就労について、パート等で就労している人は、パート等での就労継続を希望している人が多く、未就労の人では、就学前児童の母親は子どもがある程度の年齢に達してから就労したいとする人が多くなっていますが、小学生の母親はすぐにでも就労したいという回答が増えています。

パート等の母親／フルタイムへの転換希望〔%〕　（就学前児童）

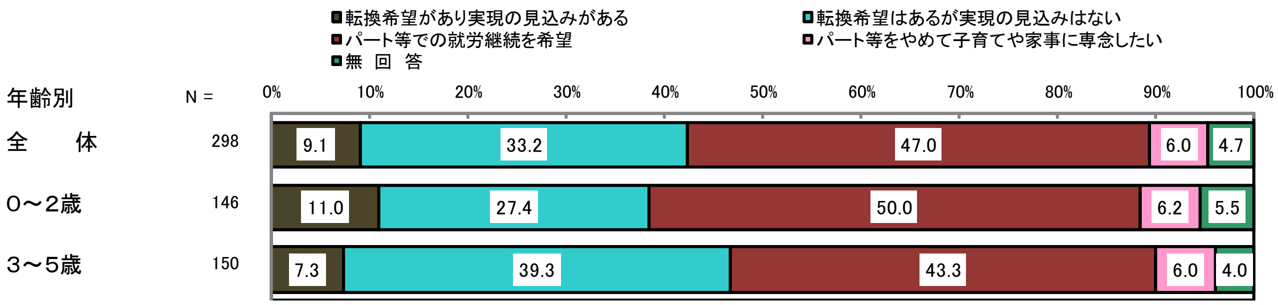

パート等の母親／フルタイムへの転換希望〔%〕　（小学生）

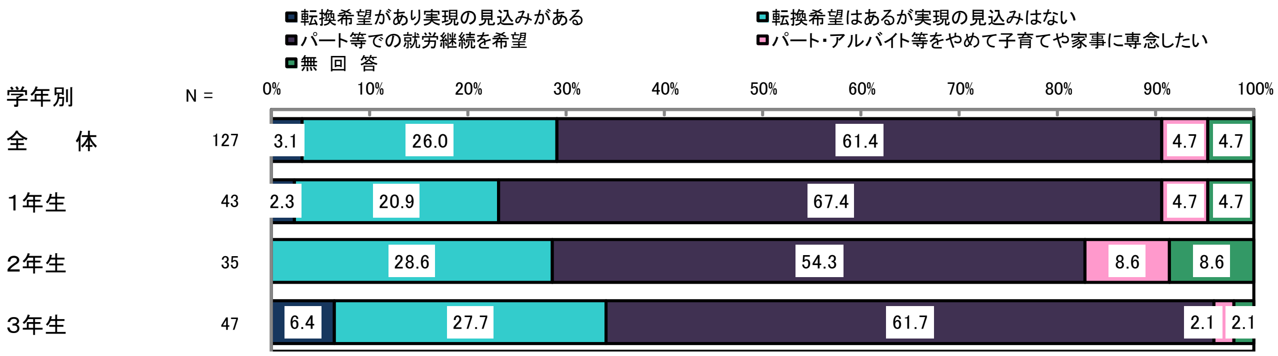

未就労の母親／就労希望〔%〕　（就学前児童）

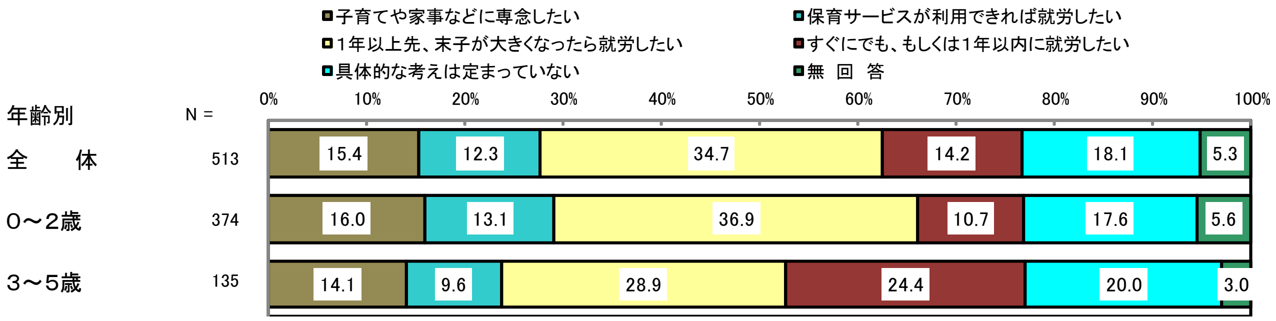

未就労の母親／就労希望〔%〕　（小学生）

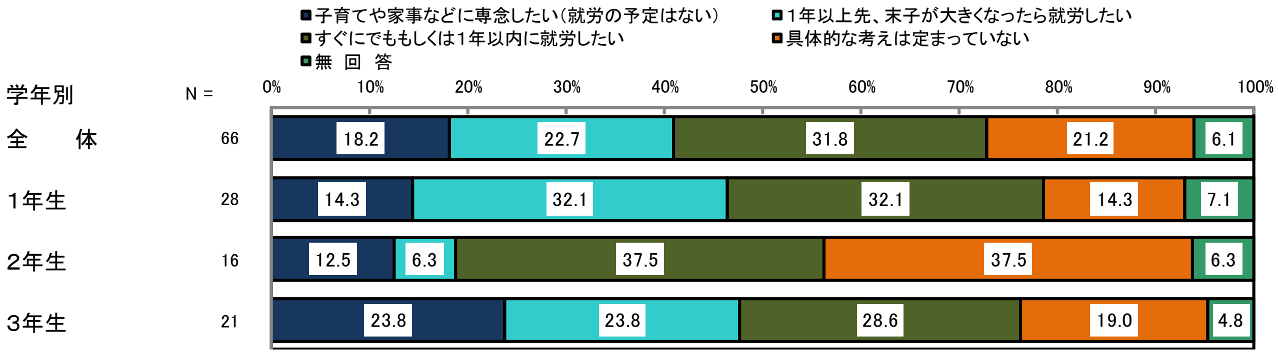

③　定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

現在、定期的な教育・保育事業を利用している人は、子どもの年齢が０～２歳ではやや少ないものの、３～５歳になると大半の人が利用している状況にあります。利用されている主な事業内容では、「認可保育所」や「幼稚園」、「預かり保育」が多く挙げられており、「現在就労している」、「子どもの教育や発達のため」、「小学校就学の準備のため」などが利用している理由とされています。

今後定期的に利用したい事業を尋ねた結果は、「幼稚園」、「認可保育所」、「預かり保育・延長保育」の回答率が高く、これに続き「認定こども園」の回答率が高いという状況です。

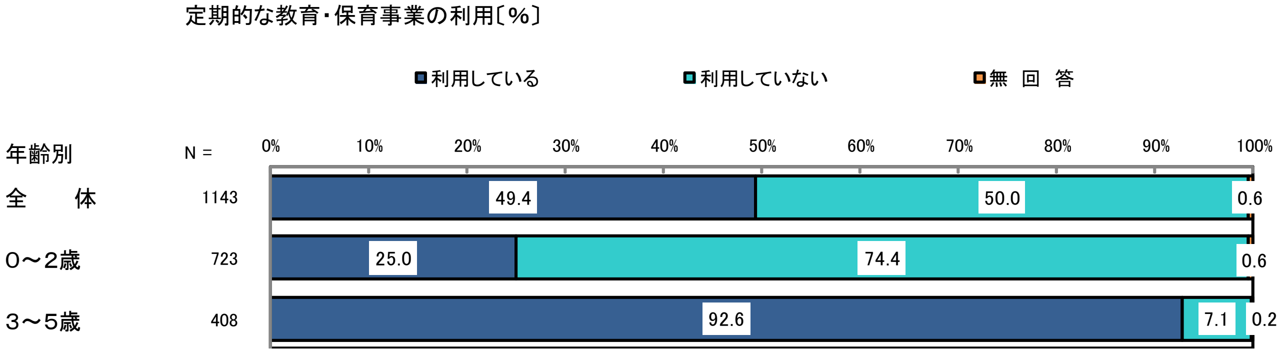

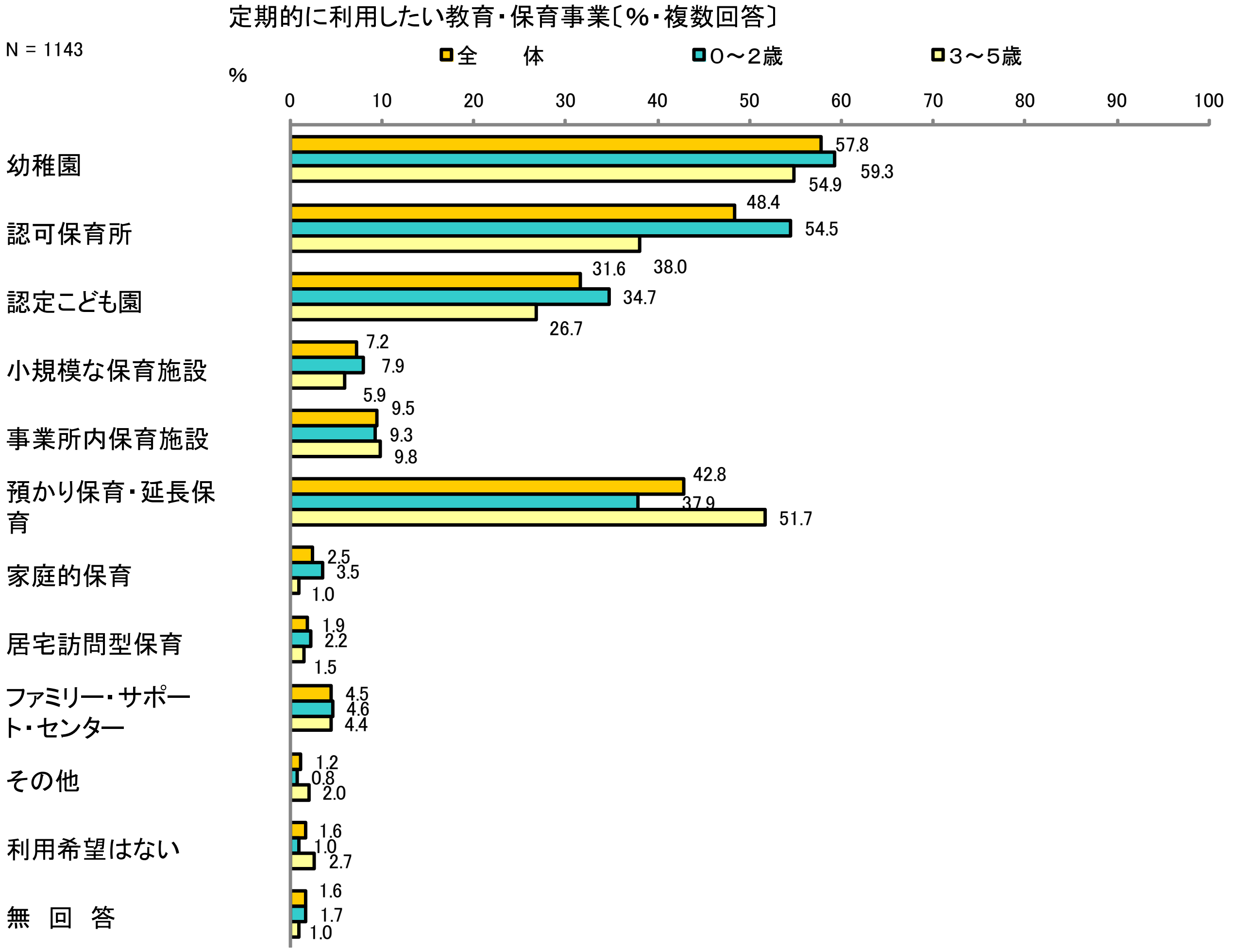

④　不定期の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

保護者の不定期の就労や通院、私用などで、不定期の教育・保育事業を利用したいとしている人は就学前児童で半数程度みられます。利用したい理由としては、私用、リフレッシュ目的、冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等が多くあげられています。

不定期の教育・保育事業の利用希望〔%〕

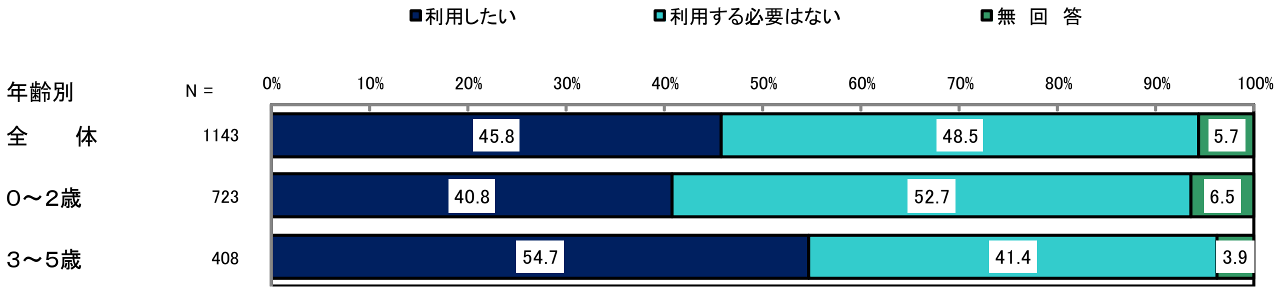

利用したい方／利用したい理由〔%・複数回答〕

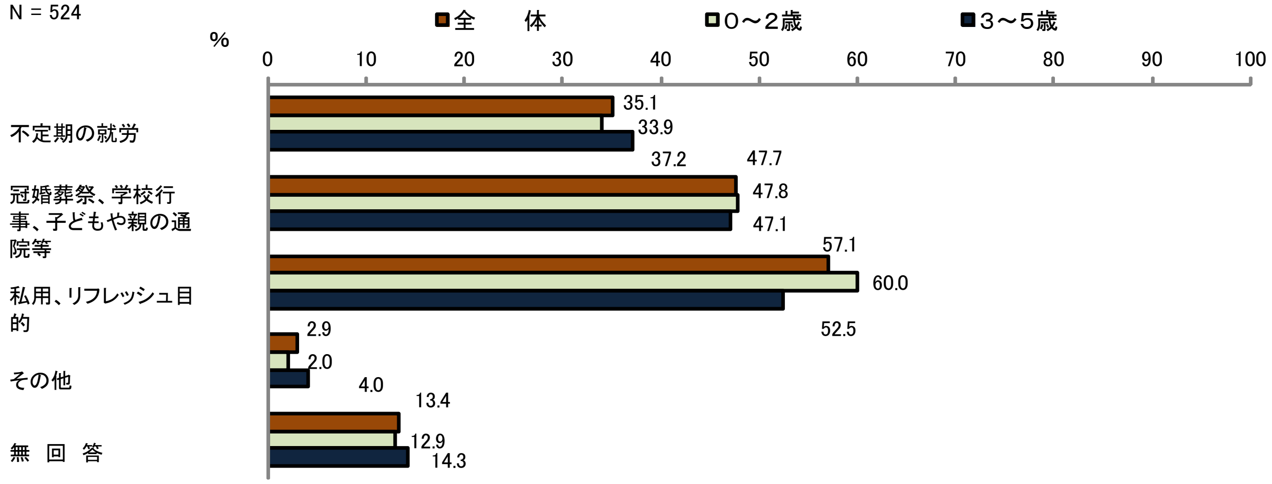

⑤　病児・病後児保育施設の利用希望（就学前児童）

子どもが病気の際の対応は、就学前児童・小学生とも母親が休んでみている人が多くなっており、保護者が休んで対応した人では、年齢が低くなるほど病児・病後児保育施設の利用希望が高い傾向がみられます。

父母が休んだ方／病児・病後児保育施設等の利用希望〔%〕

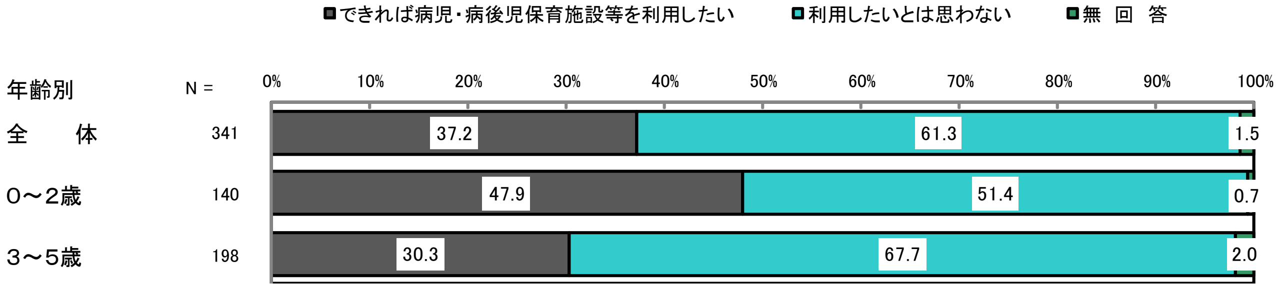

⑥　学童クラブの利用（小学生）

小学校の放課後の過ごし方は、現在の状況・今後の希望とも全体を通して、「自宅」、「習い事」に続いて「学童クラブ」が多く回答されています。

休日における学童クラブの利用も、就学前児童・小学生ともに日曜日・祝日の利用希望は２割強程度ですが、土曜日、長期休暇中の利用希望は４割強に上ります。

高学年時／放課後過ごさせたい場所〔%・複数回答〕

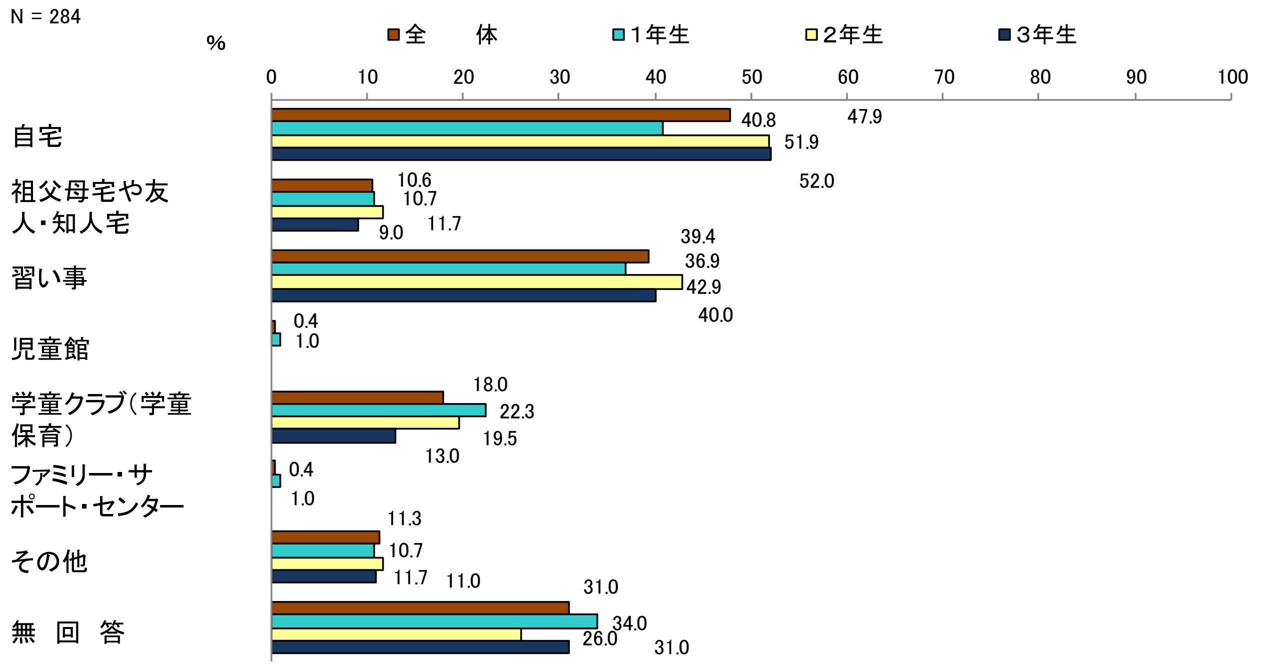

土曜日の学童クラブの利用希望〔%〕

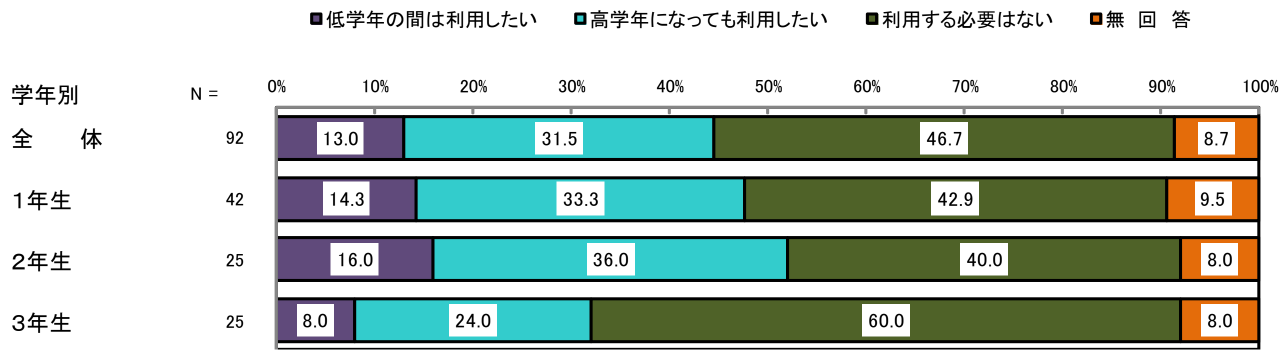

長期休暇期間中の学童クラブの利用希望〔%〕

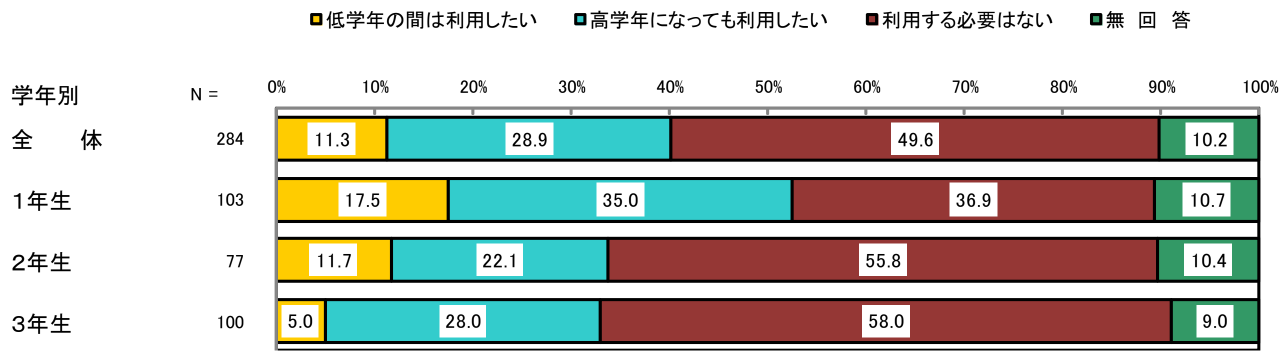

⑦　家庭の将来像（市民）

現在、子どもがいない回答者は、家庭の将来像について、「たまに考える程度である」、「何となく考えはある」としている人が多く、そのうち 30 代前半までに子どもをもちたいとしている人が 7 割弱となっています。

家庭の将来像〔％〕

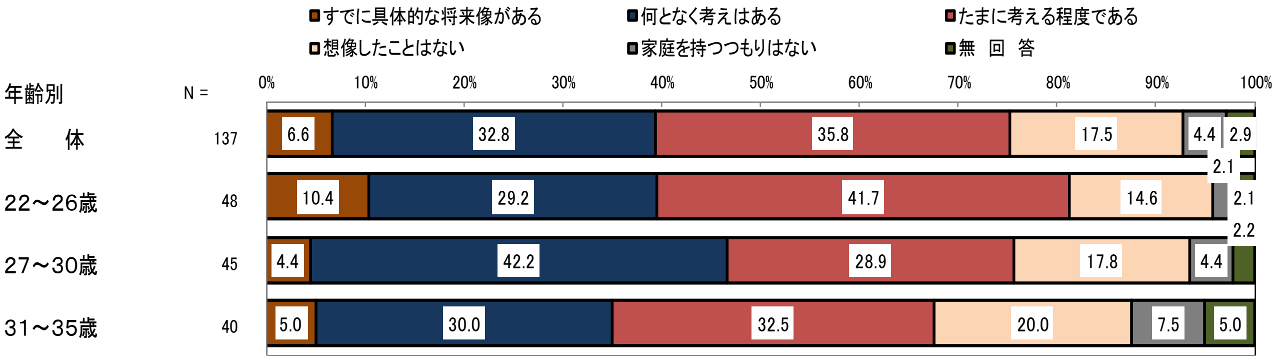

子ども授かりたい時期〔％〕

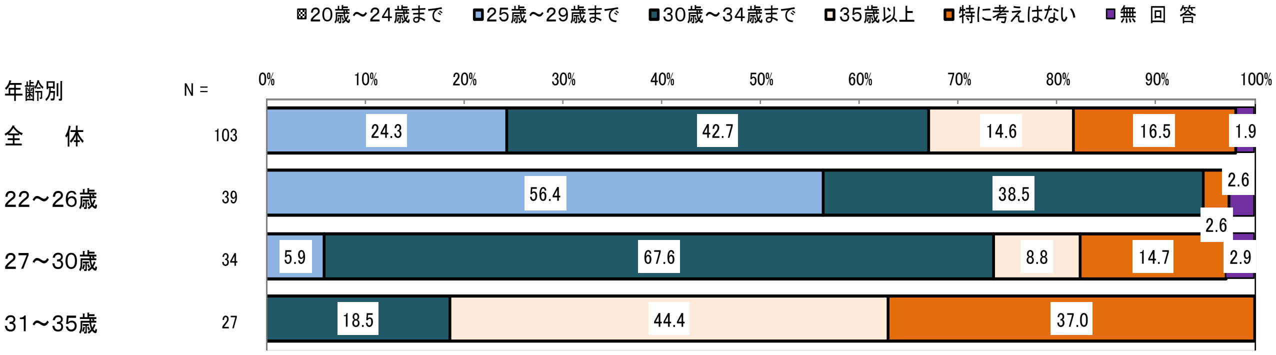

４　東金市の子ども・子育て支援の課題整理

子育て家庭の状況は、常に変化しており、就労状況もパート・アルバイトでの就労を含めた就業率が高くなり、子どもが低年齢児の頃から共働きを志向する世帯の割合が高まっています。これにより、低年齢児からの保育ニーズを押し上げる形となっています。

また、地域的に市内の教育・保育施設の配置状況は国道に沿って両側に分布しており、いずれの地区からも通園・通所のアプローチが行い易い面もあります。

しかし、子育て家庭の意識として自宅に近い場所を希望するのは当然であり、人口集中地区や特定の施設に利用希望が集中する傾向が顕著であり、施設の適正規模も考慮し、加えて教育・保育施設の老朽化など施設面での検討も必要なことから、将来的な子ども人口の動きに基づく配置という視点も必要であると考えます。

他面では、東金市においても少子化・高齢化は進んでおり、子どもたちの育ちへの様々な影響が懸念されています。このようななか、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育て世帯が気軽に地域で出会う、知り合う機会も少なくなることが考えられ、親子が、子ども同士が、ふれあえる場・機会を地域に作っていくことが大切であると考えます。

これらの現状に鑑み、子ども・子育て支援法で改めて位置づけられる「地域子ども・子育て支援事業」への取り組みは重要であると考えます。

第３章　計画の基本的な考え方

基本的な考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準を確保することが重要であることが示されています。

そして、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要となっています。

東金市ではこれまでも子どもの育ちと子育てを支援するための各種施策や環境づくりを推進してきました。

近年にあっては、平成 17 年度からの次世代育成支援行動計画において形成されてきた事業等もあり、今回の子ども・子育て支援法の基本理念につながる形での位置づけも必要と考えます。またこのことは、本市が進めている第３次総合計画の「ぬくもりのあるまちづくり」の体現を目指すことになります。

また、策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針にもあるように、本市は子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な教育環境と成育環境を提供すべく、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を行うとともに、地域子ども・子育て支援事業の実施を通じて、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を求められており、計画策定段階からも織り込んでいくべきと考えています。

第４章　施策の展開

１　子ども・子育て支援サービスの全体像

新制度のもとでの今後の子育て支援関係のサービスの体系的な全体像を以下に示します。東金市ではこれらの事業を組み合わせつつ展開していくこととなります。

なお、子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに区分されます。

根拠法等	給付の区分		事業名等	成長過程の関連性						
				妊婦	誕生期	乳児期	幼児期	小学校低学年	小学校高学年	中学校
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	１．幼稚園(新制度へ移行する私立幼稚園を含む)				↔			
			２．認可保育所			←	→			
			３．認定こども園			←	→			
		地域型保育給付	４．小規模保育			↔				
			５．家庭的保育			↔				
			６．居宅訪問型保育			↔				
			７．事業所内保育			↔				
	地域子ども・子育て支援事業		１．利用者支援に関する事業【新規】			←	→			
			２．時間外保育事業(延長保育事業)			←	→			
			３．実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】			←	→			
			４．多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】			←	→			
			５．放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)					←	→	
			６．子育て短期支援事業			←	―	- - -	- - -	- - →
			７．乳児家庭全戸訪問事業		←	→				
			８．養育支援訪問事業等			← - -	- - -	- - -	- - -	- - →
			９．地域子育て支援拠点事業			←	→			
			10．一時預かり事業			←	→			
			11．病児（病後児）保育事業			←	―	→		
			12．ファミリー・サポート・センター事業			←	―	―	→	
			13．妊婦健診	↔						

注) <---> は一定の要件が伴うものを表します。

２　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て新制度においては、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。（子ども・子育て支援法第 61 条第２項）

東金市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を１区域と設定します。

３　教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

（１）各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査から得られた利用希望、計画期間の児童推計数等により、教育・保育施設の利用定員などの見込み量と確保の内容を示します。

認定区分について

■１号認定･･･（幼稚園・認定こども園の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども。

■２号認定[教育ニーズ] ･･･（幼稚園・認可保育所・認定こども園の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、幼稚園の利用希望が強いもの。

■２号認定[保育ニーズ]･･･（認可保育所・認定こども園の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、今後、認定こども園、保育所等を利用したいとするもの。（保育を必要とする子ども）。

■３号認定【０～２歳】･･･（主に認可保育所・認定こども園・小規模保育の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

●量の見込みと確保の内容●

（人）

年度	年齢	認定区分		① 量の見込み	② 確保の内容	需給体制 (②－①)
平成27年度	３～５歳	１号認定		509	864	355
		２号認定	教育ニーズ	210	356	146
			保育ニーズ	587	430	△157
			合計	797	786	△11
	０～２歳	３号認定	０歳	64	40	△24
			１～２歳	191	200	9
			合計	255	240	△15
平成28年度	３～５歳	１号認定		502	864	362
		２号認定	教育ニーズ	207	356	149
			保育ニーズ	579	430	△149
			合計	786	786	0
	０～２歳	３号認定	０歳	63	46	△17
			１～２歳	192	200	8
			合計	255	246	△9
平成29年度	３～５歳	１号認定		503	864	361
		２号認定	教育ニーズ	208	356	148
			保育ニーズ	580	430	△150
			合計	788	786	△2
	０～２歳	３号認定	０歳	62	52	△10
			１～２歳	189	200	11
			合計	251	252	1
平成30年度	３～５歳	１号認定		502	864	362
		２号認定	教育ニーズ	207	356	149
			保育ニーズ	579	430	△149
			合計	786	786	0
	０～２歳	３号認定	０歳	61	58	△3
			１～２歳	191	200	9
			合計	252	258	6
平成31年度	３～５歳	１号認定		501	864	363
		２号認定	教育ニーズ	207	356	149
			保育ニーズ	578	430	△148
			合計	785	786	1
	０～２歳	３号認定	０歳	60	58	△2
			１～２歳	184	200	16
			合計	244	258	14

（２）教育・保育サービス提供体制の確保

① 施設型給付について

東金市では、３～５歳児の幼児期の教育・保育のニーズに対する供給は十分に可能な一方、低年齢児の保育ニーズは今後も増大傾向が見込まれており、保育機能の量的な充実を図るための方策が必要です。

この場合、施設面の問題と併せて教育・保育に当たる職員の確保も考えなくてはならないと考えています。

このことから、今後は、市内の教育・保育施設は原則的には保育機能も併せ持つ形に指向させるとともに、教育・保育にあたる職員の適正配置を図り、低年齢児の教育・保育の提供体制の拡充を図ります。

② 地域型保育給付について

地域型保育給付は新たに新制度で位置づけられたことに鑑み、低年齢児の保育ニーズの提供先の一つとして位置づけてまいります。

その中でも、３号認定の保育サービスの確保を図るための主力事業所としては、小規模保育事業の事業者を想定し、小規模保育事業の事業者又は参入を考えている者への情報提供等を通じて適正な形での認可申請につなげられるよう指導してまいります。

４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

（１）利用者支援に関する事業（新規）

子ども及び保護者等、または妊娠している方が、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報提供及び必要に応じて相談、助言等の援助を行う事業として、子ども・子育て新制度に新たに導入された事業です。

東金市では、本計画期間中に相談を受ける拠点又は、相談を受ける者の配置を検討します。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間により、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。見込み量は、18 時以降の利用希望を基に算出しており、利用見込み量を供給量が大きく上回っており、供給体制は確保できると検討しております。

なお、保護者の働き方や利用状況は、年度ごとの変動はあるものの、長時間利用者の増加とそれに伴う利用料の見直しも視野に入れた検討も必要と考えます。

（利用人数）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	212	210	209	207	205
供給量	300	300	300	300	300

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、助成対象等をどの様に考えるかを含め、計画期間中での実現を目指し十分な検討をしてまいります。

（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。計画期間中での実現を目指し十分な検討をしてまいります。

（５）学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間在宅していない者に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、市内には 13 か所の学童クラブがあり、定員は 371 人で、小学３年生までを中心に一部４年生以上を受け入れております。

今後は４年生以上の利用ニーズに対応する形で、受け入れ体制の確保を図ります。

（利用人数）	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	321	188	320	183	315	185	321	184	316	183
合　計		509		503		500		505		499
供給量		400		450		500		500		500

（６）子育て短期支援事業

本事業は保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活支援事業と、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護する夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

現在市内に該当施設は無いことから､保護等が必要な児童あるいは母子に対しては、その状況を適切に把握した上で､児童相談所や県女性サポートセンターとも連携して、短期一時保護等による支援を引き続き行ってまいります。

なお、夜間養護等事業は、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業の援用を視野に計画期間中での具現化を考えてまいります。

（７）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をする事業で、本市では実施済の事業でありますが、今後も継続して対象となる全ての乳児とその家庭への訪問を目指し、取り組んでまいります。

（利用人数）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量 （0歳児推計人口を再掲）	428	422	415	410	403

（８）養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

様々な支援・見守りが必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状では、東金市要保護児童対策地域協議会の関係機関を通じて対応を行っており、引き続き対応を進めてまいります。

（９）地域子育て支援拠点事業

主に就園前の子どもと親が遊びを通じて交流する場として、東金市においては早期からユニヴァーサル雙葉学園が地域子育て支援センターとして本事業に取り組んでおり、仲間づくりや情報入手、相談の場として広く定着していることから、引き続き実施し、利用を促進します。

また、児童館での子育て支援活動や保育所の園庭開放などにも多くの子ども・子育て家庭が参加しています。子育て情報の提供や、さらに気軽に集まる場を増やし、参加を促進していくことで、子育ての不安の軽減や仲間づくりを促進します。

(年間延べ利用人数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	973	971	956	943	930
供給量	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

（10）一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保護をする事業です。

現在は市内２か所の保育所で一時保育事業を実施し、幼稚園では預かり保育を実施しています。

(年間延べ利用人数)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量		13,424	13,268	13,246	13,189	13,131
供給量		14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
(内訳)	幼稚園（月利用）	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
	幼稚園（日利用）	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	保育所一時利用	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(11) 病児（病後児）保育事業

本事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病児又は病後児を看護師等が一時的に保育等する事業です。

東金市では、２年前より病後児保育事業を１か所で実施しております。

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を提供することを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

次世代育成支援行動計画(前期)期間中において設置してから、順調に会員を増やしてきており、引き続き会員の拡大を進めてまいります。

子育て援助活動支援事業は、小学生の放課後の過ごし方の一つとしてファミリー・サポート・センターの利用が含まれており、学童クラブの利用者が増加傾向であること、緊急時の利用などが想定されることから、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、利用を促進します。

(年間延べ利用人数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	477	476	475	474	473
供給量	500	500	500	500	500

(13) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を医療機関に委託し、実施する事業です。

対象となる妊婦が健やかに妊娠期を過ごすことができるように、母子健康手帳交付時に適切な受診を促すとともに、母子保健事業等の紹介を行います。

(利用人数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量 (0歳児推計人口を再掲)	428	422	415	410	403

５　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を推進するため、以下の方策に力点をおいてまいります。

（１）認定こども園の普及に係る基本的考え方

東金市は、教育・保育を一体的に受けられる認定こども園を、子育て家庭の選択を基本に利用できるような環境を構築することを目指します。

検討に当たり、私立の教育・保育施設の意志を尊重する一方、公立の幼稚園や保育所については、施設状況や利用状況を考慮し再編を進め、必要な施設の整備や民間導入の運営手法も含めた検討を行い、また地域の理解も得て認定こども園の普及を図ってまいります。

（２）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

①　質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育所としてそれぞれで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

②　適正な施設規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

③　保護者や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、特に家庭保育に対するケアも重要と考え、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を市内の教育・保育施設や児童館で引き続き設け、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

関連事業

- ○ 地域子育て支援拠点事業
- ○ (幼稚園・保育所での)園庭開放
- ○ 児童館運営事業
- ○ 家庭教育学級事業

（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供に努め、低年齢児保育の円滑な提供を図るため、連携を図ります。

また教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者のバックアップの役割が担えるように努めるとともに、地域型保育事業を行う者は、当該事業利用後の教育・保育施設への連続利用が確保できるよう連携も進めてまいります。

（４）幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進については、情報の共有の推進を旨にネットワーク化を図ります。

また、職員等の資質向上については合同研修、授業見学などの機会の提供により従事者間の情報交換の場を構築するように努めます。

６　総合的な子ども・子育て支援施策の推進

（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

東金市は、保護者が産後の休業や育児休業後の希望する時期において、教育・保育施設や地域型保育事業の利用につながるよう、保護者に対して教育・保育施設の利用状況等を情報提供するとともに、相談業務にあたってまいります。

またこれらのニーズの多くは、年度途中における教育・保育施設の利用ということが想定されることや、保護者の利便性向上と施設の均衡的な活用という２つの視点から、送迎保育の手法の検討を進めてまいります。

（２）仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた啓発活動に国・県と連携して取り組んでまいります。

しかしながら、これらは個人の考え方・意思につながることであり、社会的な運動として醸成されていくためには、企業・地域といった所属集団との連携を図っていくべきと考えています。

関連事業

○ 仕事と家庭生活の両立、ワーク・ライフ・バランスについての啓発

（３）児童虐待防止対策の充実

全国的に増加傾向といわれている児童虐待や家族関係に関する課題に組織的対応を可能とするため、関係機関との連携のとれた相談体制の更なる充実を図ります。

また、家族関係に関する課題がある要支援家庭については、児童虐待につながることを防止する観点からも早めに支援体制の構築ができるよう情報収集・分析能力の向上に努めます。

関連事業

○ 東金市要保護児童対策地域協議会
○ 家庭児童相談室運営事業

（４）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援に向け、職業訓練や生活支援などの支援策について周知を図るとともに、相談支援に努めます。

関連事業

〇児童扶養手当支給事業(児童扶養手当法に基づく手当の支給)
〇ひとり親家庭支援事業

（５）障がい児施策の充実

教育・保育施設では、現在も行っている特別な支援が必要な子どもへの対応を継続して取り組んでまいります。

また、障がい児の自立を支援するため、社会福祉部門、子育て支援部門、学校教育部門、健康増進部門との相互連携のもと、発達支援と生活支援のサービスの利用を促進してまいります。

（６）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

東金市は、県が行う施策との連携を図るとともに、県が持ち得る専門的な知識及び技術が必要となる事項に対応するために、派遣研修等の手法も含めて連携を密にしてまいります。

７　東金市の独自な子ども支援施策の検討

（１）従前からの独自な子ども支援施策の推進

東金市では前述した各種事業以外にも、これまでの間に近隣市町にさきがけて児童館を設置したり、子ども医療費の充実についても負担のあり方を独自に見直すなど、種々の取り組みを行ってまいりました。これらについても子ども・子育て支援法に係る事業とともに、引き続き展開してまいります。

（２）東金市の独自な子ども支援施策への提言に対する検討

東金市の独自な子ども支援施策は、本市の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえ、そのニーズを満たすべきものであると考えます。ここには「東金市子ども・子育て会議」において提起・提言された事項について紹介するとともに、東金市の独自施策として、計画期間に実施に向けて検討を進めていく事業等について記載します。

①　送迎保育(送迎保育ステーションなど)

待機児童対策の一手法として、近年取り組む自治体が見られます。

実施主体を始め、送迎手段や保育ステーションの配置方法などが大きな課題との認識のもと検討を進めてまいります。

②　認定こども園化に際しての旧来施設の扱いについて

前述の「認定こども園の普及に係る基本的考え方」で示しているように、認定こども園の普及に際しては、公立の幼稚園や保育所の再編を進め、民間導入の運営手法も含めた検討を行うとしているところから、施設の状況の見極めや、転換可能な施設の先行実施(パイロット園の設定)を始めとして進めてまいります。

③　夜間保育・休日保育（保育の 24 時間受け入れ化）

保護者の就労形態の多様化が今まで以上に進む中、今後は夜間保育・休日保育のニーズが起こることが想定されます。

よって将来的な設置に向け、ニーズ動向に基づく施設規模の検討や実施形態の検討を進めてまいります。

④　幼児教育に係る保護者負担の軽減

保護者にとって負担軽減は切実な問題であり、国においても負担軽減の検討がなされているところであり、積極的な論議が必要な事項と認識しています。

また他面では、子育て世帯等の若年層の確保は本市の重要課題でありますことから、単に子育て支援の枠に留まらない形による検討を進めてまいります。

第５章　推進体制

推進体制

（１）当面の推進体制について

新制度の円滑な実施と、その後の計画の推進については、子育て支援課と学校教育課の連携のもと進めてまいります。

なお、子どものための教育・保育給付事務については、子育て支援課にて行い、保護者からの申請受付と給付認定及び関係施設への施設型給付費等の支出を行ってまいります。

（２）認定こども園の設置に伴う行政推進体制の整備の必要性

東金市の認定こども園の普及を図るなかにおいて、行政の推進体制も一体化していくべきものと考えます。またこのことは、保護者にとっても窓口のワンストップ化の実現にもつながることとなります。

このことから、子育て支援部門と学校教育部門の統合を早期に実現させ、利用者にとって「わかりやすい」「便利な」体制の整備を検討してまいります。

「こども課」とは

先行団体には、①児童手当等の支給事務 ②保育所の運営管理事務 ③幼稚園の入園事務を統括する形態が見られるなか、更に④母子保健事務を包括している自治体もあります。

なお、幼稚園の運営管理に関しては教育委員会が所管する団体が多い傾向にあります。

（３）保育人材の確保について

新制度において、安定した教育・保育を提供するには、それに従事する幼稚園教諭又は保育士の確保は重要な課題となるものです。今後も職員の確保に努めてまいります。

（４）施策の点検・評価

子ども・子育て支援事業計画の実施期間においては、各種施策・事業の点検・評価を定期的に行い、東金市子ども・子育て会議の点検・評価をいただきながら計画の着実な推進を図ります。

資　料　編

１　東金市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定により、東金市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第７７条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　市議会議員

⑵　学識経験のある者

⑶　子ども・子育て支援（法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者

⑷　子ども（法第６条第１項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第２項に規定する保護者をいう。）

⑸　公募による市民

⑹　その他市長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）
第６条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成２５年８月１日から施行する。

２　東金市子ども・子育て会議委員名簿

〔委員任期　平成２５年８月１日～平成２７年７月３１日〕

委員区分／条例第３条第２項各号	選出母体（役職等）	委　員	備　考
第１号	東金市議会 （文教厚生常任委員会委員長）	清宮　利男	副会長
	東金市議会 （文教厚生常任委員会副委員長）	前嶋　里奈	
第２号	城西国際大学 （福祉総合学部 准教授）	広瀬　美和	会長
	千葉学芸高等学校長 （学校法人高橋学園理事長）	髙橋　邦夫	
第３号	市立幼稚園長 （正気幼稚園長）	鈴木　恵子	
	市立保育所長 （第４保育所長）	三枝　利子	
	ユニヴァーサル雙葉学園 （雙葉会理事長）	三枝　清一	
	ときがね幼稚園長 （学校法人 東金教会学園理事長）	中村　征一郎	
第４号	子どもの保護者	廣瀬　裕司	
	子どもの保護者	高山　晴年	
	子どもの保護者	大場　あすか	
	子どもの保護者	平山　洋子	
第５号	公募市民	植竹　英雄	
第６号	東金市教育委員会 （東金市教育委員会委員）	藍　英昭	
	認可外保育施設 （保育所まりんキッズ園長）	山田　久美子	

３　策定経過

平成25年度		
開催年月日	検討内容	
平成25年９月19日	第１回	平成25年度東金市子ども・子育て会議（第１回） ・役員選定及び会議運営について ・子ども・子育て支援事業計画について ・当市の現状説明について ・各委員への意見聴取の依頼について ・ニーズ調査について
平成25年10月21日	第２回	平成25年度東金市子ども・子育て会議（第２回） ・ニーズ調査票について
平成25年11月21日	第３回	平成25年度東金市子ども・子育て会議（第３回） ・ニーズ調査票について ①調査概要について ②調査票様式「就学前児童保護者」版について ③調査票様式「小学生保護者」版について ④調査票様式「一般市民」版について
平成25年12月		・アンケート調査実施（郵送により配布・回収） ○対　象：１.就学前児童保護者2,206人 ２.小学生保護者600人 ３.22歳～35歳で同一世帯に22歳未満がいない方1,000人 ○回収数：１.就学前児童保護者1,143件 ２.小学生保護者284件 ３.22歳～35歳で同一世帯に22歳未満がいない方150件 ○有効回答数：１.就学前児童保護者1,143件 ２.小学生保護者284件 ３.22歳～35歳で同一世帯に22歳未満がいない方148件 ○有効回答率：１.就学前児童保護者51.9％ ２.小学生保護者47.3％ ３.22歳～35歳で同一世帯に22歳未満がいない方14.9％
平成26年３月24日	第４回	平成25年度東金市子ども・子育て会議（第４回） ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について

平成 26 年度		
開催年月日	検討内容	
平成 26 年５月 28 日	第１回	平成 26 年度東金市子ども・子育て会議（第１回） ・ニーズ調査結果クロス集計票について ・子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ・子ども・子育て会議開催スケジュール（案）について
平成 26 年７月４日	第２回	平成 26 年度東金市子ども・子育て会議（第２回） ・子ども・子育て支援事業に係る条例案の概要について ・東金市子ども・子育て支援事業計画の検討について ①第１章 計画策定にあたって ②第２章 東金市の子ども・子育てを取り巻く環境 ③第３章 計画の理念及び施策の体系等
平成 26 年８月 11 日	第３回	平成 26 年度東金市子ども・子育て会議（第３回） ・東金市子ども・子育て支援事業計画の検討について ①第１～３章 前回会議より積み残しの課題について ②第４章 施策の展開について
平成 26 年 10 月 15 日	第４回	平成 26 年度東金市子ども・子育て会議（第４回） ・東金市子ども・子育て三法に基づく基準条例の９月議会での可決について（報告） ・東金市子ども・子育て会議に係る意見について
平成 26 年 11 月 12 日	第５回	平成 26 年度東金市子ども・子育て会議（第５回） ・東金市子ども・子育て支援事業計画の検討について
平成 27 年２月９日	第６回	平成 26 年度東金市子ども・子育て会議（第６回） ・家庭的保育事業等の認可及び定員の設定について ・東金市子ども・子育て支援事業計画の最終案について

４　東金市内の就学前児童教育保育施設分布図

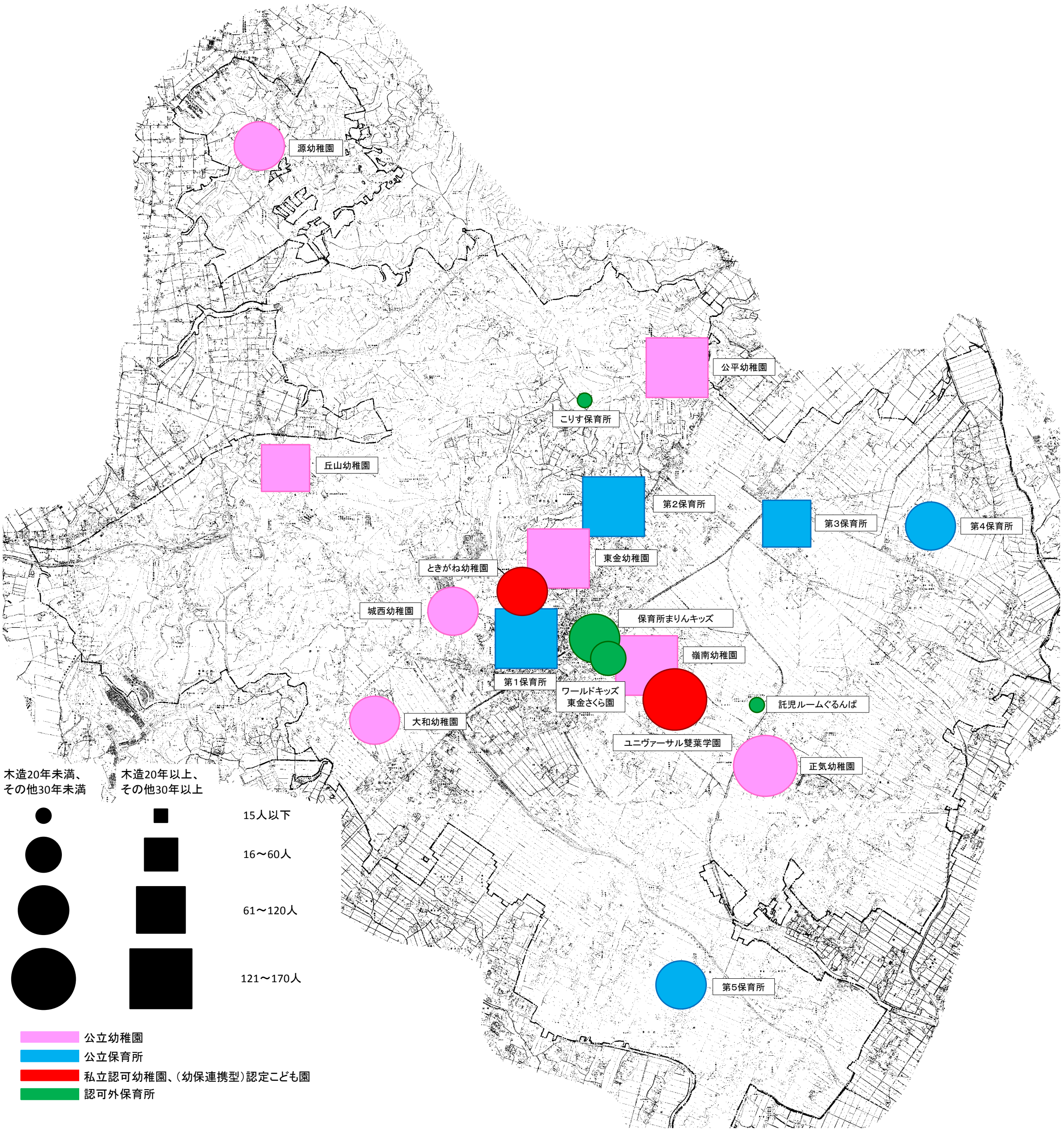

５　子ども・子育て会議の意見まとめ

東金市子ども・子育て会議では各委員より様々な意見や示唆をいただきました。

今後の子育て支援の施策や子ども・子育て支援事業計画計画の改定に際しての参考に資するべく、ここに会議で取り纏めました意見集を掲示します。

（１）新制度における東金市の教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の在り方や、方向性（例えば現状で良いか、何かの施設に統一化）について

	意見内容	その理由	付帯事項や留意事項	例示など
1	認定こども園化を進めるべき。	すべての子どもが同質の教育保育を受けられるべき。<類似意見有り>	地域性や現在の待機児童の状況と今後の市民の増減の見込みや子育て家庭の利便性等を考慮して進めるべき。	例えば、丘山・源幼稚園などは、こども園化することで千葉市方面への通勤家庭が利用することが期待できるなら、待機児童対策として進めるべきだと思う。
		同等の教育保育を受けるべき子どもたちに、それが保障されていないことが問題	統一化も一気ではなく、出来る所から手掛けて、成果等を見極めながら行うのが良いと思う。 また、公と民がその特色を生かし相互に補完しあって、より良い在り方や方向性を探るべき。 <類似意見有り>	多くの家庭が利用しやすい位置にある施設の充実が必要。
		幼稚園のニーズは減り、保育所ニーズ（特に0、1、2歳）が増加しているため。<類似意見有り>		城西幼稚園・大和幼稚園の認定こども園化により、０、１、２歳の受入れ枠を設ける。
		認定子ども園化で、短時間の保育利用者が長時間の保育に切替えをする事が容易になるのではないか。	働く職員の資格をどうするのかは問題となると思う。	第１保育所と城西幼稚園をそのまま二つの施設でこども園化 第1保育所→0～2歳　城西幼稚園→3～5歳
		待機児童解消の面と幼稚園と保育所の有効活用としてはこども園はいいと思う	保育料がこども園になって安くなるのならすごくいいと思う。もし、今のように5万4千円払う保護者があり、0円という保護者もいるなら平等ではないのでこども園化は反対。	施設の安全性を考え、東金幼稚園の移設は考えるべき。将来的には東金中学校旧校舎解体後の場所利用、鴇嶺小学校を含めた移設等、様々な想定があると思う。
		認定こども園が幼稚園と保育所、両者の良いところをとった施設である。		幼稚園の空き教室を改築して0～2歳児を受け入れたら待機児童の解消になるのでは。
2	制度を研究し、市の現状と将来像に適合する子育て環境を選択するべき。	認定こども園制度のメリット・デメリットを明らかにし、正しい情報に基づいて適切に判断をすべき。	今後、０～2歳を集中的に預かる市営の保育所を市中央部に設けて、十分な保育人員を配置するのがよいと考える。	3～5歳はニーズに応じて幼稚園、保育所、認定こども園を配置し、民間の幼稚園・保育施設の受入れ能力を十分に活用しながら、不足するものを市の施設を用意する。
		幼稚園で規模が小さいものは廃止するべきである（地域的ニーズにより廃止が適当でない場合は保育機能をもたせて認定こども園とすることも考えられる）。	戦略的な観点から、早朝や夜間などの臨時的な保育ニーズに随時対応できる機能を持つ市営施設の設置も検討するべき。	
		親には利便性が優先され、あるいは時代に即応した保育をしてくれれば良いとする考えもあると思うが、一律に同じ枠の中でというのは子どもを育み育てるという視点からはあまり馴染まないように思う。	障害児保育について扱うことができる施設を1園設けるべき。	
			認定こども園化など市の施策によって、民間の幼稚園や保育所の運営にデメリットが生じないよう、助成金などでの配慮も制度設計に盛り込むべき。	
3	子育て世代を呼込み、若年人口を増加させるという戦略的な施策を検討するべき。	5年ごとに需要を予測し手当するという受け身の対応に終始するのでは不十分である。 預かり保育の充実や利便性を高めるなど、子育て世代の転入を促進して市の活性化につなげるという観点から、10年後20年後を見越した戦略的な施策を検討されたい。		戦略的には「受け入れを断らない」というものが最も効果が高いと考えられるが、そのために例えば24時間体制での保育環境など検討課題を整理して実現に向けていく必要がある。
4	施設の統廃合について	過疎化が進み、子どもが少ない幼稚園もある。地区に幼稚園があることは子どもにとって良いことだが、幼児は集団の中で育つことで社会性が育っていく。園児が少なくなった園は統合をして、他に活用をしていってはどうだろう。<類似意見有り>		

（２）新制度のもと、東金市の教育・保育施設で展開すべき教育内容等について

意見内容		その理由	付帯事項や留意事項	例示など
1	教育・保育要領にのっとった教育が展開され、また、どの家庭も支援を受けられるようにするべき。	3歳以前から、親だけでなく訓練を受けた専門家が教育にかかわるべき。	養育力の低下した保護者だけで子どもたちに社会性に限らず十分な経験を保障することも難しい状況。<類似意見有り>	城西国際大学が東金オリジナルな幼児教育を提唱されるのもユニークではないか。
			幼稚園の遊びを中心とした保育、職員の資質向上のための研修、特別支援児への対応等今で培ってきた良さを生かしていただき、さらに保育所の良さが加わっていければよい。	
2	発達段階に応じて保育・指導を行う施設と体制を整えるべき。	発達段階に応じて適する保育と教育がなされるよう、保育教育内容を検討し十分な人員を配置することが適当である。		
		保育人員のニーズには定数では測れない要素もある。必要に応じて人員を加配できるようにするなど、柔軟な運用を保障することが適当である。		
3	子供1人1人が平等な教育を受けられるようにすべき。	誰もが平等に(行事や習い事等の)そのような教育や保育を受けることが出来るとしたら、それを望む方は多いと思う。		
		教育に関しては幼稚園と保育所での統一をしたほうが良いと思う。		
4	各園の個性をを十分に勘案すべき。	子どもの保育、教育は親・担当する施設及び夫々の施設の特色や個性、そして側面から園を支える行政の組合せの中で行われるべき。行政は一律というよりそれをサポートして行くのが適切と思う。		

（３）新制度を進めるにあたり、推進体制についての考え

意見内容		その理由	付帯事項や留意事項	例示など
1	保育士の確保	保育士の確保は不可欠。実際現行では質の高い保育を行うには体勢に無理がある。	保育所は幼稚園に比べ研修時間の確保が難しく、長期間経験を積みながら技量を高めていくことができにくい状況にある。	1. 城西国際大学との連携…実習を積極的に市内の施設において行う。 奨学金制度を設け、市内に就職を促す。 <類似意見有り> 2. OBの活用…リタイヤ組の活用。 ジジ・ババより教育支援。 <類似意見有り> 3. 男性の積極的雇用…老いも若きも、教育現場には男性が必要とされる。 4. 労働賃金の見直し(改善)
		保育士確保は大変な状況にある。<類似意見有り>	保育士確保は非常に重要なことではあるが、計画の進捗状況をもって確保にあたるべきである。	
2	(制度の周知)	より具体的に内容に入っていくようになれば、職員体制、待遇等聞きたいことは出てくると思う。	制度が変るときには保護者にとってとまどいがあると思うので、どのような制度になるのかわかりやすく知らせていかなくてはいけないと思う。	
3	(行政組織上の)新設課について	新しい取り組みならばそれに相応しい陣容を備えた新設課等を設置した方が良いのでは		

（４）その他、子ども・子育て会議に関連することでの意見

意見内容		その理由	付帯事項や留意事項	例示など
1	公設民営についての検討	新制度を迎えた場合に、仮に8園から10園を認定こども園に移行する場合に建て替えの施設もあることから。		
2	学童クラブの充実について			1. 施設整備の拡充、充実 2. 先生方（指導員）の増員 3. 受入れ学年の拡大

（５）その他

意見内容		その理由
1	地域型保育事業に関すること	小規模保育や家庭的保育、ファミリーサポートセンターや一時預かり、このところはどうするのか。
		東金市が認可する小規模保育などがあっても良いのではないかと思う。それにより、年度途中の保育所入所を容易にし待機児童の解消になると思う。<類似意見あり>
2	（施策展開について）	『子ども・子育て特区』を県・国に申請し制定する。（個人の意見であって会議への上程をするものではない）
3	自宅で子育てをしている親子も育てやすい環境の整備	自分で自分の子どもを育てたいというお母さん方への支援策もあっていいと思う。（お母さん同士が交流できる場所作りや悩み相談、孤立を防ぐ対策）ふれあいセンターを使えるのでは。 <類似意見有り>
4	東金市子ども・子育て会議の方向性等について	子育て会議と言いながら、できるだけ親にとって利便性のある施設に仕立て上げ、母親を労働市場にできるだけ多く参加させ、労働力不足をカバーする。あるいは設備の充実によってあわよくば少子化の問題に方向性を見いだす。これが主眼のように思える。
		28年度からの第4期基本計画との調整を計りながら計画を進める手順が必要であることから、今後もこの会議を続け、上記の状況を見ながら事業を推進していくべきである。

東金市子ども・子育て支援事業計画

平成２７年３月

発行：東金市市民福祉部子育て支援課
住所：〒283-8511　千葉県東金市東岩崎１番地１
ＴＥＬ：0475-50-1229　FAX：0475-50-1249